

次世代支援対策推進法に基づく行動計画 及び
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画の策定について

サンキ・ウエルビィ株式会社

全スタッフが働きやすく、仕事と子育てを両立させることができる環境をつくることによって、能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間

2017年4月1日～2019年3月31日（2年間）

2. 当社の課題

- (1) 当社における女性従業員 1,655 名（平成 29 年 3 月末時点）のうち、子育て世代が 34.2% を占める現状を踏まえ、子育てしながら仕事ができる職場環境・風土を整える必要がある。
- (2) 将来、家族の介護が必要になっても従業員が働き続けられる職場環境・風土を整える必要がある。
- (3) 短時間勤務のパートや高齢者・未経験スタッフが増える中、勤務時間（量）・技能（質）共に揃った人材（主に正社員）でないと遂行できない仕事を見直す（※煩雑で時間のかかる業務を整理し、合理化・簡略化する）ことで、限られた量・質の人材でも充分力を発揮できるようにする必要がある。

3. 目標と取り組み内容

目標 1 管理職に対するワークライフバランスや女性活躍推進に関する意識啓発を図る

《取組内容》

- ・2017年度～ 法的配慮事項に関する研修の実施
- ・2017年度～ ハラスメント防止に関する研修の実施
- ・2017年度～ 職場のワークライフバランスを促進するため、6S活動の推進により業務の効率化・業務量の削減を図る意識を醸成する
- ・2018年度～ 正社員の時間外業務の2018年度実績を、2016年度実績（一人当たりの年間平均74.7時間）の10%削減を目指す

目標 2 出産（または配偶者の出産）予定の職員に対し、育児休業等（法的事項・当社規定）の説明を 100%行う。また、当該管理職に対しても、同様の説明および法的配慮事項に関する説明を行う。

《取組内容》

- ・ 2017 年度～ マニュアル配布、電話または面談による支援制度の説明の実施
- ・ 2017 年度～ 育休取得者とその上長を対象とした復職研修および両立支援制度の理解と促進のための研修を全ブロック 100%実施

目標 3 介護休業については半年（8 月・2 月）毎に制度周知のための啓発活動を行う

《取組内容》

- ・ 2017 年度～ 介護休業について毎年 8 月・2 月に制度周知のための啓発活動実施